

介護福祉士実務者研修受講資金貸付の手引き

この貸付は介護福祉士実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す介護職員に対する貸付限度額20万円以内の貸付です。研修修了後、介護福祉士の資格を取得・登録し、奈良県内で2年間介護職員として従事いただくと返還を全額免除になります。しかし、返還免除に該当しない場合は、返還いただくことになります。

返還免除のすべての手続きが完了するまで、いろいろな届出や手続きを行っていただく必要があります。必要な届出をしないでおくと、全額返還の対象になってしまうことがありますのでご注意ください。

- ◆ 転退職・転居・改姓等、手続きについて不明なことがあれば、本会へお問い合わせください。
- ◆ 様式は、本会ホームページからダウンロードして使用してください。
- ◆ 貸付要綱、貸付細則は、本会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。今後改正が生じた場合は、ホームページにて随時案内しますのでご確認ください。

【書類提出先・問い合わせ先】

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 生活支援課

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内

TEL 0744-29-0100(代) ホームページ <https://nara-shakyo.jp/>

この手引きは、返還免除又は返還完了になるまで必ず大切に保管してください。

令和6年1月

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

目 次

1. 申請について	1
2. 貸し付けについて	2
3. 実務者研修修了後の手続きの流れ	3
4. 必要な提出書類及び期限	4
5. 返還猶予や返還免除を受けられる返還免除対象業務一覧	8

1.申請について

◆貸付対象者◆

下記の要件を満たすことが必要です。

- ① 申請日の時点で、原則実務経験3年以上（見込み含む）で介護福祉士実務者研修を受講していること
- ② 研修施設を卒業後、介護福祉士の資格を取得し、奈良県内で2年間返還免除対象業務に従事する意思があること
- ③ 奈良県内に住民登録していること。

◆貸付限度額◆

200,000円（申請は千円単位）（貸付金は、「無利子」）

実務者研修の受講・国家試験受験に関連する費用をお申し込みいただけます。

（実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費です。）

◆申請方法◆

下記の必要な書類を本会に提出ください。

- ① 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（第1号様式）
- ② 推薦書（第2号様式）
- ③ 実務者研修受講証明書（受講決定の写しなど）
- ④ 住民票（本人と連帯保証人）・・・申請日より前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 誓約書（第4号様式）

申請日の時点で、すでに介護福祉士実務者研修の受講を修了している方は、申し込みいただけません。

◆連帯保証人について◆

貸付を受けるには、連帯保証人が1名必要です。申請時点で別世帯の65才未満の安定した収入のある方をお願いします。実務者研修受講資金の借受人が連帯保証人になることや、連帯保証人が借受人になることはできません。また、申請者同士が互いに連帯保証人になることはできません。

連帯保証人は日本国籍を有する者、特別永住者、永住者の在留資格を持つ外国籍の方に限ります。

2.貸し付けについて

◆貸付決定◆

貸付決定を受けた方は、本会から下記の書類を送付します。

- ① 介護福祉士実務者研修受講資金貸付決定通知書
- ② 介護福祉士実務者研修受講資金振込口座申請書（第5号様式）
- ③ 介護福祉士実務者研修受講資金借用証書

◆貸付決定後の手続き◆

下記の書類を、速やかに本会まで提出してください。

- ① 介護福祉士実務者研修受講資金借用証書（収入印紙を貼り付けて消印）
- ② 印鑑登録証明書（本人と連帯借受人）・・・貸付決定日より前3ヶ月以内に発行されたもの
- ③ 介護福祉士実務者研修受講資金振込口座申請書（第5号様式）
- ④ 貸付金の振込先の銀行口座の通帳の写し（口座名義、口座番号が確認できるもの）

◆貸付金の送金について◆

本会は、借用書等貸付に必要な書類を確認した後、本人の口座に資金を一括で送金します。

3.実務者研修修了後の手続きの流れ

1. 実務者研修受講修了

2-1.奈良県内の介護の事業所などへ就職、
返還免除対象業務に従事

2-2.
返還免除対象業務に従事

2-3. 他の事業所へ転職

2-4. 勤務先を退職

2-5. 改姓又は転居

2-6. 産休、育休又は休職

3. 引き続き2年間従事

返 還 免 除

介護福祉士実務者研修受講資金は、次の要件を満たし、必要書類を提出することにより返還免除を受けることができます。

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、介護福祉士として、奈良県内の返還免除対象業務に従事

(2) 介護福祉士の登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年間引き続き介護福祉士業務に従事

4. 必要な提出書類及び期限

報告・申請がない場合、返還免除対象業務に従事していないものとみなし、借受人もしくは連帯保証人に返還を請求しますのでご注意ください。

申し込み

内 容	貸付の申し込み
申請期限	研修修了まで
申請の流れ	申請者 ⇒ 本会
提出書類	1. 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（第1号様式） 2. 推薦書（第2号様式） 3. 実務者研修受講証明書（受講決定の写しなど） 4. 住民票（本人と連帯保証人） 5. 誓約書（第4号様式）

貸付決定の場合

内 容	貸付決定（本会から貸付決定通知書等提出書類送付）
提出期限	速やかに
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 介護福祉士実務者研修受講資金借用書 2. 印鑑登録証（本人と連帯保証人） 3. 介護福祉士実務者研修受講資金振込口座申請書（第5号様式） 4. 振込先の銀行口座の通帳の写し

1. 実務者研修受講修了

内 容	修了の報告
提出期限	修了後提出
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	実務者研修修了証明書の写し

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は不合格の場合

内 容	返還猶予申請
提出期限	判明後提出
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修学資金返還猶予申請書（第9号様式） 2. 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合→国家試験を受験できなかったこと理由がわかる書類 不合格の場合→不合格がわかる書類 3. 国家試験再受験申請書

2-1. 介護の事業所などへ就職、介護福祉士業務に従事【1年目】

内 容	返還猶予申請及び就職・介護福祉士登録の報告
提出期限	資格登録証が届いたら1月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修学資金返還猶予申請書（第9号様式） 2. 業務従事届（第10号様式） 3. 資格登録届（第16号様式） 4. 資格登録証のコピー

2-2. 介護福祉士業務に従事

内 容	介護福祉士業務に従事した報告
提出期限	毎年4月30日、10月31日
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	6ヶ月に1回介護福祉士業務に従事した報告です。

2-3. 他の事業所へ転職

内 容	勤務先を変更した報告
提出期限	転職後 1 ヶ月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務従事先変更届（第13号様式） 2. 転職前に勤務していた法人の業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	貸付金を返還免除されるには、 <u>引き続き2年間従事することが条件である</u> ため、転職までに期間が空いた場合は貸付金を返還していただくことになりますのでご注意ください。

2-4. 勤務先を退職

内 容	勤務先を退職した報告並びに貸付金の一部返還免除申請及び返還
提出期限	退職後、速やかに <u>本会へご連絡ください。</u>
提出の流れ	本会 ⇒ 修学生 ⇒ 本会
提出書類	<p>【1年以上従事した場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務従事期間証明書（第11号様式） 2. 修学資金返還免除申請書（第8号様式） 3. 本会が指定する書類 <p>【1年未満従事した場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会が指定する書類
注意事項	<p>1年以上従事した：貸付金の一部返還免除と残額の返還</p> <p>1年未満従事した：貸付金全額返還</p>

2-5. 改姓又は転居

内 容	氏名又は住所が変わった報告
提出期限	変更後 1 ヶ月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 氏名等変更届（第12号様式） 2. 変更内容が確認できる公的書類（住民票等）
注意事項	・ 変更内容が確認できる書類を必ず添付してください。 ・ 氏名、住所は、貸付金の返還が免除されるまで、本会が様々な書類を送付する際に必要な情報ですので、必ず提出してください。

2-6. 産休、育休又は休職

内 容	介護福祉士業務を中断する申請
提出期限	産休等開始後、速やかに本会へご連絡ください。
提出の流れ	本会 ⇒ 修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 修学資金返還猶予申請書（第9号様式） 2. 業務従事期間証明書（第11号様式） 3. 本会が指定する書類
注意事項	介護福祉士業務に従事していない間は、2年の返還免除対象業務に従事した期間にカウントされません。

3. 引き続き2年間従事

内 容	介護福祉士業務に従事した報告及び返還免除申請
提出期限	2年間従事後 1 ヶ月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 修学資金返還免除申請書（第8号様式） 2. 業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	返還が自動的に免除されません。返還免除申請が必要です。

返還猶予や返還免除を受けることができる返還免除対象業務一覧

- ◆ 返還猶予や返還免除を受けることができる業務等について、根拠となる以下の通知を一覧表にまとめました。

- (1) 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）
- (2) 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年社庶第30号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知）

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(1)	障害児通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員(職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員、医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
重症心身障害児施設		
2-1(2)	身体障害者更生援護施設 (身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設)	主たる業務が介護等である者
	地域活動支援センターを行う事業所	
	障害者支援施設	
2-1(3)	救護施設	介護職員
	更生施設	
2-1(4)	老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設	
	特別養護老人ホーム	
2-1(5)	障害福祉サービス事業 共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等である者
2-1(6)	障害福祉サービス事業	主たる業務が介護等である者
	居宅介護を行う事業所	
	重度訪問介護を行う事業所	
	同行援護を行う事業所	
	行動援護を行う事業所	
	療養介護を行う事業所	
	生活介護を行う事業所	
	短期入所を行う事業所	
	重度障害者包括支援を行う事業所	
	自立訓練を行う事業所	
	就労移行支援を行う事業所	
	就労継続支援を行う事業所	
共同生活援助を行う事業所		
2-1(7)	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等である者
2-1(8)	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護	
	第一号訪問事業	
2-1(9)	指定訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
	指定介護予防訪問看護	
2-1(10)	指定通所介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業を行う施設	
2-1(11)	指定訪問入浴介護	介護職員
	指定介護予防訪問入浴介護	
2-1(12)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
2-1(13)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
2-1(14)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
2-1(15)	指定小規模多機能型居宅介護	介護従業者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(16)	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者
2-1(17)	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
2-1(18)	指定通所リハビリテーションを行う施設 指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設 指定短期入所療養介護を行う施設 指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
2-1(19)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
2-1(20)	指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設	介護職員
2-1(21)	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 介護老人保健施設 その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むもの	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(22)	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(23)	指定介護療養型医療施設(療養病床等により構成される病棟又は診療所)	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(24)	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(25)	老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等)	看護の補助の業務に従事する者であってその主たる業務が介護等の業務である者
2-1(26)	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(27)	訪問看護事業	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(28)	国立ハンセン病療養所等	介護員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(29)	家政婦	個人の家庭において就業し、主たる業務が介護等の業務である者
2-1(30)	労災特別介護施設	介護職員
2-1(31)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
2-1(32)	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(33)	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(34)	身体障害者自立支援を行っている施設 生活サポートを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(35)	移動支援事業を行っている施設 日中一時支援を行っている施設 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設 訪問入浴サービスを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者 介護職員
2-1(36)	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(37)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
2-1(38)	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設 原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	介護職員
2-1(39)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
2-1(40)	介護等の便宜を供与する事業を行う者	使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

